

遺贈をする際には
家族と話し合おう

遺贈で気を付けなければならないことは、家族(相続人)への配慮だ。自分だけが遺贈をしたいと考えていても、相続人には、遺言でも侵すことのできない遺留分という権利がある。生前に家族とよく相談をし、遺贈の意志を伝えておくのが理想だ。

生前に相談できない場合には、付言事項を利用する方法もある。これは、遺言書に相続人へのメッセージを書き添えるものだ。なぜ遺贈することにしたのか、思いを付言事項に記しておけば、相続人も気持ちを受け止めやすいだろう。

社会への思いを形に
遺贈という手段

どこに寄付すればいいか迷う場合は、終活から始めてみるといいだろう。エンディングノートなどを利用し、自分の人生を振り返り「誰に支えられてきたか」「どんな思いで暮らしてきたか」などを整理してみれば、人生最後の決断の方向性が見えてくるはずだ。

遺贈先は、貧困や難病など困難な状況にある子どもたちの支援や自然保護活動、自然災害による被災先の支援を行っている非政府組織(NGO)や公益法人などさまざまに選択肢がある。もちろん人生最後の時でなくとも寄付は可能だ。また、一定の団体への寄付は寄付金控除の対象にもなる。

この年末年始は、社会貢献についてじっくり考えてみてはいかがだろうか。

資料請求およびアンケートにお答えいただいた方の中から
抽選で10名様にQUOカードをプレゼント!

「遺贈・寄付広告特集」にてご紹介している下記6団体に資料請求ができます。

日本自然保護協会、交通遺児育英会、ワールド・ビジョン・ジャパン
日本赤十字社、日本骨髄バンク
シャプラニール=市民による海外協力の会(順不同)

▼以下アドレスよりご請求ができます▼

<http://adnet.nikkei.co.jp/e/izou2018/>

公益財団法人 日本自然保護協会

豊かな自然、あなたの力で未来へ



3600種。今、日本でこれほど多くの生き物の絶滅が危惧されています。美しい海、豊かな里山。私たちはこうした日本の自然を継承しなければなりません。日本自然保護協会は1951年の設立以来、調査研究や保護活動、国や自治体への

政策提言などを通し、自然を守る活動を行ってきました。この先もこうした活動を継続するには皆さまからのご支援が必要です。豊かな自然を次の世代、さらに未来に残すことへのご貢献を、ぜひお考えください。当会へのご寄付は、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置の対象です。



〒104-0033 東京都中央区新川1-16-10 ミトヨビル2階
お問い合わせ先:03-3553-4101(遺贈寄付担当)
<http://www.nacsj.or.jp>

公益財団法人 交通遺児育英会

交通遺児たちに進学の実夢を



学生寮「心塾」の様子

交通遺児育英会は、保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなったり、重度の後遺障がいのため、経済的に修学が困難になった子どもたちに奨学金を無利子で貸与して、高校や大学などへの進学を支援することにより、社会有用

の人材を育成することを目的に1969年に設立されました。大きく次の5つの事業からなっています。①奨学金の貸与②奨学生の指導・育成と交流③学生寮「心塾」の運営④修学支援金の給付⑤交通安全推進運動への協賛・協力。



〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3階
お問い合わせ先:0120-521-285(遺贈・寄付)
<https://www.kotsuiji.com/>

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン

世界の子どもたちの未来のために



子どもたちが将来への希望と夢を持つことができます

ワールド・ビジョン・ジャパンは、キリスト教精神に基づいて、貧困や紛争、自然災害等のために困難な状況で生きる子どもたちのために活動する国際NGOであり、国連経済社会理事会に公認・登録された、約100カ国で活動するワールド・ビジョンの日本事務所です。ご自身の財産や相続財産を世界の子どもたちのために生かしたいとお考えの皆さまの思いを支援という形で実現していきます。専用パンフレットがございます。ご寄付は寄付金控除の対象となります。お気軽にお問い合わせください。



〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー3階
お問い合わせ先:03-5334-5351(平日9:30~17:00) ※12/29~
<http://www.worldvision.jp> 1/6は休み